

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（通所型サービスA）契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 大地
主たる事務所の所在地	福岡県飯塚市目尾750-1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 吉田 恵子
設 立 年 月 日	平成21年10月16日
電 話 番 号	0948-29-0070

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	機能訓練センターデイサービス大地	
サービスの種類	第1号通所事業（通所型サービスA）	
事業所の所在地	福岡県飯塚市目尾786-1	
電 話 番 号	0948-25-4333	
事業所番号	4071803227	
利 用 定 員	定員27人	
事業の実施地域	飯塚市・嘉麻市・直方市・田川市・嘉穂郡・小竹町・田川郡・宮若市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（通所型サービスA）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター等）に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持改善を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日～土曜日
営業時間	午前8時30分～午後4時00分
サービス提供時間	午前9時30分～午後2時35分

6. 事業所の職員体制

	職務内容	人数
管理責任者	サービスの調整・通所介護計画の作成等	1以上
生活相談員	利用者やその家族への相談・助言等	3以上
看護師	健康状態の把握等	2以上
介護士	日常生活及びレクリエーションの補助等	10以上
機能訓練指導員	身体機能の維持・向上への助言・指導	2以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 岩 下 友 則
----------	---------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号通所事業の利用料・・・基本部分となります。

【基本部分】

利用者の 要介護度		利用者負担		
		1割	2割	3割
事業対象者 要支援1	1回につき	436円	872円	1308円
	1月につき	1798円	3596円	5394円
事業対象者 要支援2	1回につき	447円	894円	1341円
	1月につき	3621円	7242円	10863円

上記金額には下記加算を含みます。

〔地域加算 1単位＝10.14円計算〕
〔処遇改善加算Ⅰ 5.9%（要件を満たした場合に加算）〕

（2）その他の費用

食 費	無料
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるものについて、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

キャンセル料は不要とします。

しかしながら、利用予定日の前日までのキャンセルの報告を堅くお願い致しております。

(4) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月 15 日までに利用者に請求し、利用者は、翌月末までに現金及び金融機関の引き落としにより支払います。

(領収書の発行)

事業者は、利用者から利用者負担金の支払を受けたときは、領収書を発行します。

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討
する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています
- (3) 従業者に対して虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等必要な措置を講じています
- (4) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。意を得るとともにその態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びにや無得ない理由を記録します
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	岩下 友則
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します

11. ハラスメントの防止

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした延長であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならいようにします

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏 名 所 在 地 電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電 話 番 号	

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する事業所以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居住介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する事業所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 損害賠償責任保険

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険内容	賠償責任保険

13. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び体制及び手順

ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を措置します。(下記に記す【事業所の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりします。

1 利用者からの相談又は、苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

- ・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

担当者	岩下 友則
電話番号	0948-25-4333

- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成しています
 - ・担当者が不在の場合、誰もが対応可能なようにするとともに、確実に担当者に引き継ぐ体制を敷いています
- 2 円滑かつ迅速に苦めます処理を行うための処理体制・手順
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います
 - ・管理者は、事実関係の確認を行います。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定します。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する。)

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

	電話番号・住所・FAX
飯塚市 担当地域包括支援センター	0948-22-5500 飯塚市新立岩 5 番 0948-25-6214

14. 非常災害対策

①事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当： 防災管理者 岩下 友則

②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：(毎年2回)4月・10月

15. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延4しないように、次に掲げる措置を講じます

- (1) 事業所等の清潔の保持及び健康状態について、ひつような管理を行います
- (2) 事業所の設備及備品について衛生的な管理に努めます
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に一回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底しています
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備しています
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します

17・業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常時災害の発生時において利用者に対する事業所の提供を継続的に実施するための及び非常時時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を算定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに事業所の担当者担当又は担当のケアマネへご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 福岡県飯塚市目尾 786-1
事業者（法人）名 株式会社 大地
機能訓練センターデイサービス大地
代表者職・氏名 吉田 恵子
説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所
本人との続柄
氏名

ご家族 住所
氏名